

北秋田市災害ボランティア団体事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自発的に救援活動を希望する団体や企業、法人（以下、「団体等」という。）を事前に登録し、災害現場において、迅速かつ効果的に救援、復旧活動が行えるよう支援体制を構築するとともに、平常時から登録した団体等同志の連携を促進し、実践力を高めながら、災害に強い地域づくりに寄与することを目的とする。

(登録機関)

第2条 事前登録は、北秋田市社会福祉協議会（以下、「北秋田市社協」という。）が行う。

(登録条件)

第3条 登録できる団体等は、次の各号の要件を満たしている団体等とする。

- (1) 北秋田市内に所在している団体等。
- (2) 災害が発生し「北秋田市災害ボランティアセンター」が設置された際に、同センターの依頼にもとづき、構成員が災害ボランティアとして、被災現場で（別表1）の活動を行える団体等。
- (3) 前号以外の小規模災害が発生した際に、北秋田市社協の依頼にもとづき、構成員が災害ボランティアとして、被災現場で（別表1）の活動を行える団体等。
- (4) 平常時に、北秋田市社協が案内する「災害ボランティアネットワーク会議」及び災害ボランティアに関する研修会に参加可能な団体等。

(登録手続き)

第4条 登録を行う際は、「北秋田市災害ボランティア団体事前登録申込書」（様式1）を北秋田市社協に提出するものとする。

2 北秋田市社協は、前項の申込書を受理した場合は、前条の登録条件を確認した上で「北秋田市災害ボランティア団体事前登録台帳」（様式2）に必要事項を記載し、登録を行う。

3 北秋田市社協は、前項により登録を完了した災害ボランティア団体等（以下、「登録団体」という。）に対し、「北秋田市災害ボランティア団体事前登録証」（様式3）を発行する。

(登録団体の情報)

第5条 登録団体の情報は、登録団体の同意のもと、第1条の目的を達成するために利用する他、災害時の連絡及び迅速な救援活動に資する場合は、関係機関に提供することができる。

(登録の変更)

第6条 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、「災害ボランティア団体登録変更届」(様式4)を北秋田市社協に提出するものとする。

(登録の削除)

第7条 北秋田市社協は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

- (1) 登録団体が、「災害ボランティア団体登録辞退届」(様式5)を提出したとき。
- (2) 登録団体が、公序良俗に反する行為、ボランティア団体としてふさわしくない行為をしたとき。

(活動保険の加入)

第8条 災害ボランティア活動中に発生した事故やケガ、損害賠償の補償は、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」の補償範囲内とする。

- 2 保険加入手続きは災害ボランティア活動を行う際に、北秋田市社協が行う。
- 3 前号の保険料は北秋田市社協が負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月15日から適用する。

(別表1)

災害現場におけるボランティア活動内容

被災現場支援	泥出し ゴミ出し がれき撤去 シート張り (建築関係者のみ) 屋内洗浄 消毒 引っ越し手伝い
拠点運営支援	集配所の物資仕訳 物資調達・運搬 炊き出し 災害ボランティアセンターの運営手伝い 救護所の運営手伝い 避難所の運営手伝い
生活支援	水運び 洗濯 買い物サービス (バス送迎の場合は大型免許所有者) 保育及び児童の世話補助 話し相手 被災住民の安否確認、所在確認

専門分野の活動

医療・救護活動 看護・介護補助 土木・建築 情報・通信 ボランティアコーディネーター 通訳等外国人支援 心のケア (カウンセラー)
